

〈Fax 03-5434-2130〉
 〈Mail : k-info@cap.ocn.ne.jp〉

年 月 日

建築士事務所企業年金基金行

所在地

事業所名

事業主名

担当者

TEL

FAX

Mail

＜70歳までの厚生年金被保険者 名＞

＜労働組合の有無 有・無＞

＜所属団体＞…該当に○印、() 記入

() 建築士事務所協会

() 日本建築家協会

() その他()

次の通り請求・照会します

() 加入手続書類 (Mail or 書面)

() 詳細資料

() 個別説明

＜ご質問・ご照会＞

.

.

照 会 先

建築士事務所企業年金基金

東京都品川区西五反田2-29-11 日幸五反田ビル別館2階

電話 03(5434)2041

FAX 03(5434)2130

H P <https://www.nenkin-kikin.jp/kentikushi-jimusho/>



基金制度の充実!

- ・70歳まで加入 (R3年4月実施)
- ・掛金率(→給付額)選択制 (R4年9月実施…4月から受付)
- ・加入1ヶ月から給付 (R4年9月実施)

事業所の退職金
制度に活用!
2,000万円問題への備え



建築士事務所を経営されている会員の皆様へ

“建築士事務所企業年金基金” のご案内

—「日事連」・「JIA」推奨—

退職金(年金)制度を充実し、
“より安心して働ける職場づくり”をめざした
「働き方改革の一環」の制度です



建築士事務所企業年金基金

設立母体
(共同事業)

一般社団法人
公益社団法人

日本建築士事務所協会連合会(日事連)
日本建築家協会(JIA)

ご加入のポイント

- ① 退職金(年金)制度を充実し、“より安心して働ける職場づくり”を目指す「働き方改革」の一環
- ② 70歳までの厚生年金被保険者の全員が加入(事業主・役員も加入)
- ③ 事業所が掛金率(⇒給付額)を選択
- ④ 加入1ヶ月から給付
- ⑤ 税の優遇措置により、実質的な負担を抑制

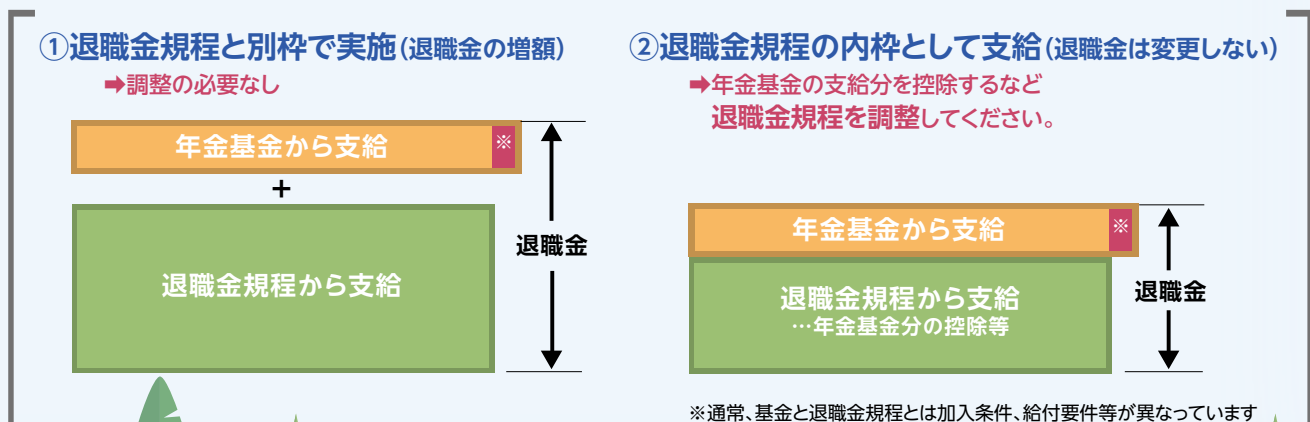
建築士事務所企業年金基金の位置づけ…「確定給付企業年金法」に基づく規約により運営



加入者と掛金…法令に準拠した要件であり、掛金は5種類の掛金率から事業主が選択し加入者と協定

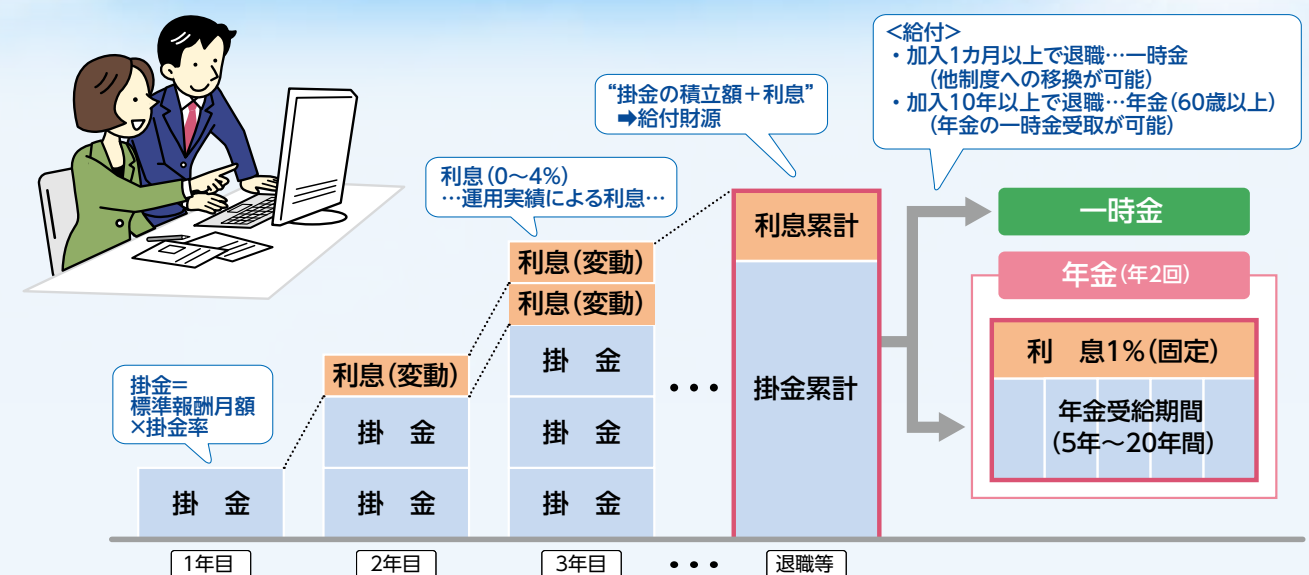
加入事業所	厚生年金保険適用事業所
加入者	70歳までの厚生年金保険被保険者全員(事業主・役員を含む)
基準給与	毎年9月1日時点の標準報酬月額(厚生年金保険の基準給与)
掛金(月額) (事業主負担:全額損金)	標準報酬月額×0.9%、1.5%、2.0%、3.0%、5.0% から選択(+事務費掛金0.3%) (掛金の目安:標準報酬月額を加入者平均34万円とした場合の1人当り掛金(事務費込み) ⇒0.9%…4,080円、1.5%…6,120円、2%…7,820円、3%…11,220円、5%…18,020円) ※1. 掛金率の引下げは加入者の不利益変更になり、原則として取扱いできませんのでご注意ください。 ※2. 積立不足が生じた場合には追加掛金が発生することがあります。

(参考)社内規程(退職金)との調整 …年金基金からの支給を退職金規程の内枠とする場合は調整してください。



積立と給付(イメージ)

※掛金の積立額と運用による利息の合計を給付(退職金)の財源にするシンプルな仕組み
※加入者には掛金の積立額を、受給者には1%の利息を保証
…中長期的に安定的な収益を目指す運用により積立不足の発生を抑制…



給付額モデル

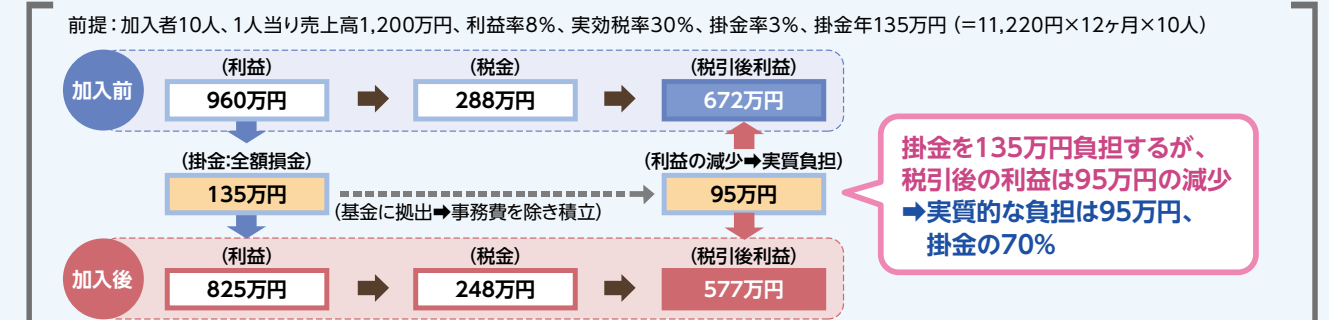
(標準報酬月額34万円、運用利息1.5%、年金利息1%、受取期間15年…(例)70歳から84歳まで…を前提にした概算額)

(標準掛金) (事務費掛金)	掛金率の種類(選択:事業所単位)				
	0.9%	1.5%	2.0%	3.0%	5.0%
(一律 0.3%)					
①1人当り月額掛金の目安 (事務費0.3%、1,020円を含む)	4,080円	6,120円	7,820円	11,220円	18,020円
②給付額 (一時金)	加入期間:10年	39万円	66万円	87万円	131万円
	加入期間:20年	85万円	142万円	189万円	283万円
	加入期間:30年	138万円	230万円	306万円	459万円
年金の例(年額) (加入期間:30年、受取期間:15年)	10万円	16万円	22万円	33万円	55万円

(参考)実質負担からみた積立効果 (前提:加入期間30年、掛金・給付額は上表、実効税率30%)

③掛金累計(①×30年間)	147万円	220万円	282万円	404万円	649万円
④実質負担(③×70%)※	103万円	154万円	197万円	283万円	454万円
⑤積立効果(②/④)	1.34	1.49	1.55	1.62	1.69

※実質負担のイメージ



手続き後 3～4ヶ月で加入

※(例)6月下旬までに手続き⇒9月1日加入⇒10月から掛金納付

○加入手続きには事業主及び従業員(所員)代表の同意、厚生年金加入の証明、掛金率協定書等の書類が必要